

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

教育委員会規則	ページ
○ 文書管理規則の一部を改正する規則	1
教育長訓令	
○ 教育機関処務規程等の一部を改正する訓令	1
○ 職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	2

公布された法令のあらまし

●文書管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第10号）

文書管理システムを管理する者が企画県民部企画財政局情報企画課長から企画県民部管理局文書課長に改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県教育委員会

委員長 西村 亮一

兵庫県教育委員会規則第10号

文書管理規則の一部を改正する規則

文書管理規則（平成12年兵庫県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「企画県民部教育・情報局情報政策課長」を「知事部局」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育長訓令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

教育機関処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

兵庫県教育長 大西 孝

教育機関処務規程等の一部を改正する訓令

（教育機関処務規程の一部改正）

第1条 教育機関処務規程（昭和39年兵庫県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「及び子ども手当」を削る。

（兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部改正）

第2条 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程（昭和43年兵庫県教育長訓令第6号）の一部を次のように改

正する。

第3条第8号及び第14号中「及び子ども手当」を削る。

(兵庫県立学校処務規程の一部改正)

第3条 兵庫県立学校処務規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「及び子ども手当」を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第2号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

兵庫県教育長 大 西 孝

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服等貸与規程(昭和41年兵庫県教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表県立学校に勤務する者の款教育職にある者の項体育実技の指導を担当する者の目を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職員被服等貸与規程により貸与を受けていた体育実技の指導を担当する者に係る被服等の貸与期間は、この訓令の施行の日の前日に満了したものとみなす。